

子育て・教育

子育て心理相談 (予約制)

▷日時 ①8月22日(火) ②30日(水)
午前9時30分～11時
▷対象 区内在住で就学前の子供を育てている方
▷場所・申込み・問合せ
①台東保健所保健サービス課 TEL (3847) 9497
②浅草保健相談センター TEL (3844) 8172



詳しくはこちら

ひとり親家庭の就業や学び直しを支援します

対象は、ひとり親家庭の父・母で、児童扶養手当を受給しているか、受けている方と同等の所得水準の方です。
※いずれも要事前相談、審査あり



詳しくはこちら

●高等職業訓練促進給付金

看護師・介護福祉士・保育士等の資格取得のため修学し、就業(育児)との両立が困難な場合に給付します(同様の給付との併用不可)。

- ①訓練促進給付金 修学期間中、住民税課税世帯は月70,500円、非課税世帯は月150,000円を給付
- ②修了支援給付金 修了時に、住民税課税世帯は25,000円、非課税世帯は50,000円を給付

●自立支援教育訓練給付金

「厚生労働大臣指定教育訓練講座」受講料等の一部を給付します。支給額は受講費用の60%(上限あり)です(雇用保険法の教育訓練給付受給者は差額分のみ)。

●自立支援プログラム策定

専門の相談員がプログラムを策定し、ハローワーク等関係機関と連携して自立・就労を支援します。

●高等学校卒業程度認定取得支援給付金

認定試験の対策講座受講費用の一部を給付します(20歳未満の子供も対象)。

▷問合せ 子育て・若者支援課(区役所6階6番) TEL (5246) 1232

令和5年度第1回台東区次世代育成支援地域協議会を開催します

▷日時 8月24日(木)午後7時
▷場所 区役所10階会議室
▷内容 審議事項、事業報告ほか
▷申込締切日 8月9日(水)
※託児あり(生後57日以上の上の未就学児)
▷申込み・問合せ 子育て・若者支援課 TEL (5246) 1237



詳しくはこちら

区立幼稚園、小・中学校、保育園特別支援教育支援員募集

●特別支援教育支援員(幼稚園、小・中学校)

▷勤務場所 区立幼稚園、石浜橋場こども園、区立小・中学校
▷採用期間 9月1日～6年3月31日
▷勤務形態 月～金曜日午前8時30分～

午後3時30分(1日6時間勤務)
※土・日曜日勤務の場合あり

▷給与(月額) 103,293円(月15日勤務の場合)
※期末手当支給(支給要件あり)
※別途交通費支給
※月15日勤務は雇用保険・健康保険・厚生年金等に加え

●特別支援教育支援員(保育園)

▷勤務場所 区立保育園・石浜橋場こども園
▷採用期間 9月1日～6年3月31日
▷勤務形態 月～土曜日午前9時～午後5時(1日7時間勤務)
▷給与(月額) 136,576円(月17日勤務の場合)
※期末手当支給(支給要件あり)
※別途交通費支給
※月13日・17日勤務は雇用保険・健康保険・厚生年金等に加え

◆以降、上記記事の共通項目◆

▷業務内容 支援を要する園児・児童・生徒へのサポート
▷対象 特別支援教育に理解があり、健康で意欲的な方(資格不問・大学等に在学中の方も可)
▷募集人数 数人程度
▷選考方法 書類選考の上、8月上旬に面接
※採用が決定した場合、過去6か月以内撮影の胸部X線診断書の提出が必要(自己負担)
▷申込方法 履歴書(区HP「採用情報」からダウンロード可、顔写真添付)を問合せ先へ郵送か持参
※希望職種(両方選択可)、勤務可能曜日・勤務可能日数を記入
▷申込締切日 8月1日(火)(必着)
▷問合せ 〒111-8621 生涯学習センター5階 教育支援館 TEL (5246) 5921



詳しくはこちら

住宅 まちづくり

都営住宅入居者募集(東京都公募)

▷募集住宅 家族向(ポイント方式)、単身者向・シルバーピア(抽選方式)
※申込みできる世帯が限定されています。詳しくは、お問合せください。
▷申込書配布期間 8月1日(火)～9日(水)(閉庁日を除く)
▷申込書配布場所 区役所1階戸籍住民サービス課・5階@番宅課、区民事務所・同分室、地区センター
※東京都住宅供給公社HPからダウンロード可
▷申込み・問合せ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター TEL (3498) 8894
▷問合せ テレホンサービス TEL (6418) 5571 台東区住宅課 TEL (5246) 1468

住居表示の戸番票をお渡しします



法律により、建物には住居表示を表示することが義務付けられています。
戸番票が破損・汚損等している建物の所有者、管理者または使用者はお問合せください。戸番票を無償で送付しますので、自身で貼付してください。
※表札等により表示されている場合は、戸番票が貼付されているものと同様の取り扱いです。
▷問合せ 建築課 TEL (5246) 1332

育児わくわくカレンダー

を
ご
活
用
く
だ
さ
い

未就園児と保護者が参加できる園行事・講座・イベントなどの情報を集めた「育児わくわくカレンダー」を月に1回発行しています。
▷問合せ 子育て・若者支援課 TEL (5246) 1237

育児相談

お気軽にご相談ください!

保護者の方や子供同士の交流を再開しています。1～3か月児の育児相談以外は予約不要です。受付時間内にお越しください。母子手帳をお持ちください。また、体調不良の際は、ご利用をお控えください。

●1～3か月児の育児相談(予約制)

日時	場所
8月15日(火)午後1時～3時30分	浅草保健相談センター
8月16日(水)午後1時30分～3時30分	台東保健所

●育児相談(対象は1歳5か月までの子供)

受付日時	場所
8月1日(火)午前10時～11時	日本堤子ども家庭支援センター谷中分室
8月3日(木)午前10時～11時	日本堤子ども家庭支援センター
8月4日(金)午前10時～11時	寿子ども家庭支援センター
8月9日(水)午前10時～11時	台東子ども家庭支援センター
8月15日(火)午前9時30分～10時30分	浅草保健相談センター
8月16日(水)午前9時30分～10時30分	台東保健所

●とことこ育児相談(対象は1歳6か月以上の子供)

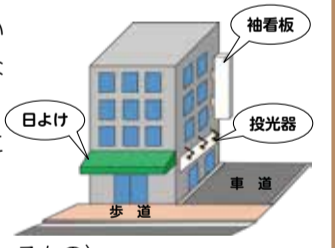
受付日時	場所
8月22日(火)午前10時～10時15分	台東保健所
8月30日(水)午前9時15分～9時30分	浅草保健相談センター

申込み・問合せ 浅草保健相談センター TEL (3844) 8172 台東保健所保健サービス課 TEL (3847) 9497

その看板、道路に出ていませんか

道路はみんなのもので す — 店先を見直しましょう —

道路は歩行者や車両が通行するために設けられています。安全のためにも、路上に商品や看板等を置かないでください。
道路の上空でも、看板や日よけ等を設置する場合には許可が必要です(出幅・高さ等に制限あり)。
▷許可の必要な物件(例) 袖看板・壁面看板、日よけ・雨よけ、投光器等(いずれも道路上空に突き出しているもの)
▷許可できない物件(例) 置き看板、のぼり旗、室外機、植木鉢等
※道路占用物件には毎年道路占用料がかかります。
▷問合せ 道路管理課 TEL (5246) 1303



詳しくはこちら

広告塔・広告板等の掲出には「屋外広告物許可」が必要です

屋外広告物とは、「常にまたは一定の期間継続して」「屋外で公衆に表示され」「看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの」をさします。沿道から見える広告物であれば、敷地内にあるものも対象です。
▷適用除外 自家用広告物で、商業地域は合計10㎡以内、その他の地域は合計5㎡以内の場合は、許可を受けずに表示ができます。
※条件により、面積が小さくても適用除外にあたりません。
▷その他広告物に必要な許可等
・景観条例に基づく事前協議 建物に設置する広告物の合計面積が10㎡を超えるとき
・工作物確認申請 看板(支柱を含む)の高さが4mを超えるとき
・道路使用許可・道路占用許可 看板が道路に出ているとき
▷問合せ 道路管理課 TEL (5246) 1303



詳しくはこちら